

石川県ドクターヘリ運航業務委託 入札説明書

○入札説明書 本文

○添付資料

- ・別添 1 仕様書
- ・別添 2 提案書作成要領
- ・別添 3 落札者決定基準
- ・別添 4 契約書案及び覚書案
- ・別添 5 様式集
- ・別添 6 補足資料

令和 8 年 1 0 月

石川県

目 次

1	目的	1
2	委託業務の内容	1
3	競争参加に関する事項	2
4	手続き等に関する事項	3
5	提案書に関する事項	6
6	評価に関する事項	6
7	契約に関する事項	7
8	その他の留意事項	7
9	別記（入札・開札にあたっての留意事項）	8

1 目的

この入札説明書は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項）により、ドクターヘリの仕様や安定かつ安全な運航など、必要事項について提案を求め、内容を評価したうえで総合的に最も優れた者を受託者として選定するために交付するものである。

なお、この入札説明書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年石川県規則第 79 号）及び入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 委託業務の内容

（1）名称及び数量

石川県ドクターヘリ運航業務 一式

（2）仕様

別添 1「石川県ドクターヘリ運航業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

契約締結の日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

ただし、ドクターヘリの運航開始日は、令和 9 年 4 月 1 日とする。

（4）履行場所

基地病院：金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地 石川県立中央病院

運航圏域：原則として石川県全域（ただし、他県の医療機関及び消防機関等からの要請に対しては甲、乙及び基地病院の協議のもとで対応）

（5）入札金額見積限度額

令和 9 年度以降年額 398,289 千円

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（6）入札方法

落札者の決定は、総合評価方式により行うので、

ア 入札書のほかに、入札参加資格を有することを証する書類、総合評価のための性能、機能、技術等に関する提案書を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については 4（2）、（4）及び（5）のとおり。）

イ 競争参加者及びその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、前項に留意のうえ、仕様書で定める要件等を考慮して入札金額を見積もるものとする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をも

って落札価格とするので、競争参加者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出するものとする。

(7) 審査委員会

入札の実施にあたり、石川県ドクターヘリ運航業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案書の評価を行う。

(8) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(9) 事務局

石川県健康福祉部医療支援課 医療整備グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話番号 076-225-1439（グループ直通）

FAX 番号：076-225-1434

電子メール：e150900a@pref.ishikawa.lg.jp

(10) 日程

入札説明書の交付期限	令和 8 年 11 月 2 日（月）
入札参加資格要件確認申請書の提出期限	令和 8 年 11 月 9 日（月）
質問書の提出期限	令和 8 年 11 月 16 日（月）
入札応募書及び提案書の提出期限	令和 8 年 11 月 24 日（火）
開札	令和 8 年 12 月 3 日（木）

※提案書に係るプレゼンテーションは、入札応募書及び提案書の提出期限の翌日以降において行うものとし、実施日程については別途指定する。

3 競争参加に関する事項

(1) 競争参加者の資格

競争参加者の資格は次のとおりとする。

ア 法人又は複数の法人で構成する共同事業体であること。

イ 共同事業体で応募する場合は、構成員の中から代表法人を定めること。

ウ 一つの法人が複数の参加をすることはできない。共同事業体で応募する場合も一法人とみなし、一つの提案を行うこと。

エ 入札参加資格要件確認申請書が正式に受理されていること。

(2) 競争参加者の制限

令和 8 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 8 年石川県告示第 121 号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者で、次の全ての要件を満たすこと。

ただし、共同事業体で参加する場合は、当該共同事業体の全ての構成員が次のアから

ウまでの要件を満たし、かつ、当該共同事業体の構成員のうち1者以上の者がエからケの要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格要件確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、石川県知事の入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

ウ 過去3年間に、ドクターヘリの運航事業において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。

エ 本業務の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を有していること。

オ 航空運送事業の10年以上の実績を有すること。

カ 本業務の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、本業務の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者を雇用していること。

キ 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。

ク 過去5年間に、ドクターヘリ運航業務の契約の実績があること。

ケ これまでに全国消防機関・都道府県又は総務省が実施する消防防災ヘリコプターについて、運航の受託実績があること。

4 手続き等に関する事項

（1）入札説明書の交付

ア 交付期間

この公告の日から令和8年11月2日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（石川県の休日を定める条例（平成元年条例第16号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

イ 交付場所

事務局（本説明書2（9）を参照。以下同様。）

なお、この広告の日の午前9時から令和8年11月2日（月）午後6時までの間、石川県健康福祉部医療支援課ホームページからダウンロードすることもできる。

（ホームページ URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/index.html>）

（2）入札参加資格要件確認申請書の提出

ア 提出期限

令和8年11月9日（月）の午後5時15分まで

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合の受付は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

郵送の場合は、必ず配達証明付き郵便（令和8年11月9日（月）午後5時15分必着）によること。

ウ 提出資料

- ・入札参加資格要件確認申請書（様式1－1）
- ・構成員調書（様式1－2）
※共同事業体で参加する場合に限る。
- ・入札参加資格要件確認書（様式1－3、様式1－3－1）
※共同事業体で参加する場合、様式1－3－1は構成員ごとに作成すること。
- ・業務履行に関する確約書（様式1－4）
- ・委任状（様式1－5）
※共同事業体で参加する場合に限る。
- ・代表法人及び構成員全員の概要（パンフレット等で可）

エ 提出場所

事務局

（3）質問書の提出

ア 提出期限

令和8年11月16日（月）の午後5時15分まで

イ 提出方法

質問書（様式2）により、電子メールで提出のうえ、提出した旨を電話により事務局に確認すること。

持参の場合の受付は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

郵送の場合は、令和8年11月16日（月）午後5時15分必着とする。

ウ 提出場所

事務局

エ 回答

- ・ 回答の対象となる質問は、入札参加資格要件確認申請書の提出があった者からの質問とする。
- ・ 上記の質問については、入札参加資格要件確認申請書の提出があった者（共同事業体で参加する場合は代表法人のみ）に対し、質問書に記載された連絡先に電子メールで適宜通知する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者（共同事業体で参加する場合は代表法人）に対してのみ回答する。

- ・ 質問回答の内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 11 月 24 日（火）の午後 5 時 15 分まで

（郵送の場合は、必ず配達証明付き郵便（令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時 15 分必着）によること。）

イ 提出書類

資料名	提出部数	備 考
入札応募書 (様式 3-1)	1 部	
構成員調書 (様式 3-2)	1 部	共同事業体で応募する場合のみ
提案書	正本 1 部 副本 10 部	「5 提案書に関する事項」に基づき作成すること。
参加資格要件確認結果の通知の写し	1 部	

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付は、執務時間中とする。

郵送のあて先は事務局とする。

提案書について、提出期限の翌日以降においてプレゼンテーションを行うものとし、実施場所及び時間については別途、様式 3-1 に記載する連絡担当者へ連絡する。

(5) 入札・開札

ア 入札書の開札期日及び場所

令和 8 年 12 月 3 日（木） 午後 2 時 石川県庁 行政庁舎 10 階 1011 会議室

イ 提出書類

資料名	提出部数	備 考
入札書 (様式 4)	正本 1 部	1 年間の委託料について、消費税額及び地方消費税額を除いた金額で記載すること。

持参又は郵送により提出すること。

郵送により提出する場合は、必ず配達証明付き郵便によるものとし、受付期間は、令和 8 年 11 月 24 日（火）から 12 月 2 日（水）の午後 5 時 15 分（必着）までとする。

郵送のあて先は事務局とする。

ウ その他

入札・開札にあたっての留意事項については、別記参照

5 提案書に関する事項

(1) 全般

ア 構成

(2) の各項目で構成し、正本（1 部）及び副本（10 部）の左肩 1 点を綴じ、提出すること。

イ 提案書の様式

提案書の様式は自由とするが、A 4 縦長横書き又は A 3 横長横書き（2 ツ折り）片面印刷とし、日本語で表記すること。

(2) 提案内容

別添 2 「石川県ドクターヘリ運航業務提案書作成要領」に基づき提案すること。

ア ドクターヘリの仕様等

イ ドクターヘリの運航体制

ウ ドクターヘリその他航空事業の実績

エ その他

(3) プレゼンテーションの日時

4 (4) のとおり

(4) 留意事項

ア 応募者は、2 つ以上の提案を行うことはできない。

イ 提案書については、おおむね 30 分程度（質疑応答含む）の時間でプレゼンテーション（説明）を行うこと。

ウ 書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

ただし、当該規定は提出書類の審査の過程において、県が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。

6 評価に関する事項

(1) 提案書の評価方法

提案書については、審査委員会において評価を行う。

(2) 提案書の評価の視点及び配点

①ドクターヘリの仕様等	15 点
②ドクターヘリの運航体制	27 点
③ドクターヘリその他航空事業の実績	15 点
④その他	18 点

(3) 総合評価の方法（別添 3 「落札者決定基準」参照）

次の式により算定する

$$\begin{aligned}\text{総合評価値} &= \text{提案書評価点 (75 点満点)} \\ &+ \text{価格点 (25 点} \times (1 - \text{入札価格/予定価格}))\end{aligned}$$

※総合評価は、入札価格が予定価格の範囲内である場合に限り実施する。

(4) 落札者の決定結果の通知方法

- ①落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに全ての応札者に対して通知する。(落札者の決定結果については、業者名等を公表する。)
- ②評価結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

7 契約に関する事項

石川県は、評価の結果、第1順位者として選定した者を落札者として、所定の手続きにより、本業務を委託する。

なお、業務の委託内容は、締結する委託契約書によるものとし、契約に係る費用は受託者が負担するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 本入札に要する費用、書類等に関する取扱いはおりのとおりとする。

- ・ 入札参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 提出書類は返還しない。
- ・ 本入札に関し、不誠実な行為を行った競争参加者については失格させることができるものとする。
- ・ プレゼンテーションに参加する旅費については、全て応募者の負担とする。

(2) 県の競争入札参加資格に関する問い合わせ先

石川県総務部管財課：076-225-1262

入札・開札にあたっての留意事項

1 入札にあたっての留意事項

- (1) 入札書（別添様式4参照）は、直接提出する場合には、任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名（石川県）」、「応募者名」及び「石川県ドクターヘリ運航業務委託に係る入札書在中」の旨を朱書きで記載すること。

郵送で提出する場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表に「応募者名」を朱書きし、外封筒には、直接提出する場合と同様に宛名等を記載すること。

- (2) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

- (4) 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

応募者が共同事業体の場合は、応募者の代表法人のみ参加できるものとする。

なお、代理人の場合には、委任状（別添様式5参照）を併せて持参すること。

- (5) 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。

- (6) 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

- (7) 応募者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

- (8) 応募者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 開札にあたっての留意事項

- (1) 開札は、代表法人の代表者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

この場合において、代表法人の代表者又はその代理人が立ち合わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

- (2) 開札会場には、代表法人の代表者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職

員（以下「入札関係職員」という。）及び上記の立会職員以外の者は入室することができない。

- (3) 代表法人の代表者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場できない。
- (4) 代表法人の代表者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行関係職員に本入札における参加資格要件確認結果の通知の写しを提出し、代理人にあつては、併せて入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (5) 代表法人の代表者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- (6) 開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格の制限の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。
- (7) 落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに審査を通過した全ての応募者に対して通知する。（落札者の決定結果については、業者名等を公表する。）

3 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 代表法人の代表者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、代表法人の代表者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（代表法人の代表者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札書